

ご利用ください

高齢者・障害者への各種助成制度



〔問合先〕 高齢者福祉の制度は本庁高齢・介護福祉課（内線2673）、障害者（児）の制度は本庁障害・社会福祉課（内線2181）

在宅で介護されている方

家族介護用品支給事業

▼課税世帯 1000円券×36枚

（3万6000円分）

▼非課税世帯 1000円券×75枚

（7万5000円分）を交付

【対象】 市内に1年以上居住している介護者で、「寝たきり」または「重度認知症」の状態が3カ月以上続いていると同時に、左記①～③のいずれかの要件に該当する要介護高齢者を、在宅で介護している方

※要介護高齢者も市内に1年以上居住している必要があります。

①要介護認定または要支援認定を受けている方

②身体障害者手帳1・2級を持つ方

③療育手帳A1・A2を持つ方

ねたきり老人介護手当

▼1回の申請で6万円を支給（申請は年2回、8月と2月）

【対象】 次の①②の要件を満たす方

①市内に1年以上居住し、要介護4・5の高齢者を、在宅で起居を共にしながら3カ月以上介護している方

②市民税の所得割非課税世帯に属する方

※前記2事業は、いずれも特別障害者手当および福祉手当の受給権を有する方は対象になりません。

元氣高齢者など

高齢者おでかけ支援事業

▼年間100円×40枚（4000円分）を交付

【対象】 市内に1年以上居住している満70歳以上の方

※市が指定した公衆浴場および公共交通機関で利用可能

【利用できる公共交通機関】 路線バス、コミュニティバス、空港バス、甌島定期航路船、肥薩おれんじ鉄道

※ただし、いずれも乗降時のどちらかが市内であることが必要です。

※この事業は、平成27年度から介護予防ボランティア事業に統合するため、平成26年度まで廃止します。

はり、きゆう、マッサージ等施術料助成事業

▼年間800円の受診券20枚綴りを最大2冊（3万2000円）まで交付

【対象】 市内に1年以上居住している

満65歳以上の方

※前記2事業の申請には、いずれも本人の身分証明書（保険証・運転免許証など）と印鑑が必要です。

※代理申請もできます。（代理申請の場合は、本人の身分証明書・印鑑と代理の方の身分証明書・印鑑が必要です。）

65歳以上の一人暮らし高齢者など

緊急通報体制整備事業

緊急時にボタンを押すと、市が指定する通報先へ通報する装置を貸し出します。

高齢者訪問給食サービス事業

食生活の改善と安否確認を行います。昼・夕食の2食以内で配食します。

※1食450円の負担があります。

生活指導型ショートステイ事業

養護老人ホームなどに一時的に入所宿泊し、生活習慣の指導・体調調整を行い、要介護状態への進行を防止します。

※1日381円の自己負担金と食事代などの実費負担金があります。

高齢者日常生活用具給付等事業

火災警報機・自動消火器・電磁調理器

ストップ！ 滞納

！ 収納確保の現状

財源確保のために、債権（預金・年金・給与・生命保険など）、動産（バイク・車・家具・家電製品など）、不動産（土地・建物）、タイヤロックにより軽自動車などを差し押さえます。

差し押さえた不動産・動産などは、不動産公売や動産公売会・インターネット公売（ヤフー官公庁オークション）にかけ、換価し滞納市税に充当します。

	22年度	23年度	24年度
公売実施回数	3回	6回	4回
公売物件数	51件	79件	65件
内訳	不動産	41件	42件
	動産	38件	23件
落札・売却件数	16件	25件	23件
内訳	不動産	9件	10件
	動産	7件	13件

！ 裁判所の令状は不要

徴収職員は、滞納処分のために滞納者の財産を調査する必要があるときは、その必要と認められる範囲内で、滞納者や滞納者の債務者（預金がある金融機関など）に質問をして、帳簿または書類を検査し、さらに捜索を行うこともできます。これらの差し押さえや質問・検査については法律の規定に基づいて行われます。裁判所の令状を必要としません。

！ 滞納には必ず延滞金

税金を納期限までに納めなかった場合は、本税のほかに延滞金がかかります。納期限までに納めた人との公平を図るため、延滞金は、必ず納める必要があります。納期限までに納めなかったことへの罰則的な意味合いもあります。

！ 鹿児島県と市の徴収強化体制

鹿児島県は、北薩地域振興局県税課に

！ まさか！ 差し押さえされるなんて…

こんな話をよく聞きます

Q 少額滞納でも滞納処分の対象になるのですか。

A 滞納金額に関係なく、差し押さえる対象になります。

Q 滞納処分の前に自宅訪問はしないのですか。

A 滞納処分を執行するために、自宅などを訪問して納付の催告や督促を行うことは原則行いません。税は納期限内で自主納付が原則です。督促状発送日から10日を経過しても納付がない場合は、滞納処分の対象になります。

Q 許可なく財産を調べることは、プライバシーの侵害ではないですか。

A 税金を滞納すると、国税徴収法・地方税法に基づき、職員は全ての財産に対して

市税は、福祉や教育などに使われる重要な財源です。市税の滞納は、財源が損なわれるだけではありません。滞納整理には、多額の費用がかかるため、市にとっては大きな損失になり、最終的には市民全体の不利益となります。市では、差し押さえの強化など、厳しい姿勢で滞納整理に取り組んでいます。

〔問合先〕 本庁収納課収納管理G ☎(23)5111(内線2462)

県税徴収官を集中配置し、市県民税の滞納者を重点的に、滞納整理を行います。

する調査権限が発生します。この権限により、調査を受ける勤務先の事業所・金融機関などの関係機関は、協力しなければなりません。これらの財産調査は、個人情報保護法には抵触しません。

Q 承諾なしで財産を差し押さえられますか。このようなことが許されるのですか。

A 財産を差し押さえる前に督促状、催告書、差し押さえ予告書などを送付して、自主納付を促しています。それでも納付がない場合は、差し押えなどの滞納処分を行うこととなります。法律では、

納期限が過ぎた後督促状を発送して10日を経過した日までに完納されない場合は、本人に対して、事前の連絡やその同意がなくても差し押さえが出来ます。

Q 借金があるから税金を納付することができません。

A 税金は全ての個人債務（借金）より優先されます。（地方税法第14条）

器の購入費の助成および福祉電話（加入権）を貸与します。

※自己負担があります。

在宅の障害者（児）

福祉タクシー等料金助成事業

▼年間500円券×20枚（1万円分）を交付

【利用できる交通機関】 市と契約しているタクシー会社、福祉有償運送車両、甌島定期航路船

【対象】 次のどちらかに該当する方

▼市内に居住しており、次のいずれかに該当する重度障害者（普通自動車運転免許所持者を含む）

①身体障害者手帳1・2級

②療育手帳A1・A2、A

③精神障害者保健福祉手帳1級

▼市内に居住している障害児で、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方（同一世帯に普通自動車運転免許保持者がいないこと）

※申請には、障害者手帳など印鑑が必要です。

※社会福祉施設などに入所している方は対象になりません。